

鶴岡市立学校における学校運営協議会設置規則

令和2年12月17日

鶴岡市教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に基づき学校（鶴岡市立学校設置条例（平成17年鶴岡市条例第85号）に定める小学校及び中学校をいう。以下同じ。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、鶴岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画及び学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、保護者及び地域住民の意見を反映するよう努めるものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び学校経営方針に関すること。

- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) その他校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、次の各号に定める事項を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、教育委員会を経由し、山形県教育委員会に対して意見を述べることができる。

- (1) 学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見であること。
- (2) 特定の個人に対する意見ではなく、学校の運営上の課題に関する意見であること。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、毎年度終了後速やかに教育委員会に対し、協議会の運営状況を報告しなければならない。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15名以内で組織する。ただし、第3条第1項の規定により二以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員20名以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員

3 委員は、前項の規定により推薦された者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教

育委員会が任命する。

4 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を任命することができる。

5 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。

（守秘義務等）

第8条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（任期）

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第7条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第10条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

（会議の運営）

第11条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の者に会議への出席を求め、又は意見を聴くことができる。

6 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

7 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

8 協議会は、部会等の必要な組織を置くことができる。

9 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

10 協議会は、協議の結果について、保護者、地域住民等の理解を促し、主体的な参画及び支援並びに協力を得られるようにするため、保護者、地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(会議の公開)

第12条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

4 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供を行うものとする。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第8条の規定に違反した場合
- (3) 前2号に定めるほか、解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月16日教委規則第4号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。